

2021年11月5日

日本入国時における検疫所長指定の宿泊施設での待機期間の変更

● 11月5日、日本においてウルグアイが「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」の指定より解除されました。詳細は以下のとおりです。

11月5日、ウルグアイが「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」の指定より解除されました。右に伴い、当地からの全ての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所で3日間待機していただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただいておりますが、2021年11月8日午前0時（日本時間）より、入国時の検査で陰性と判断された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

日本への入国・帰国を検討されている方はご注意ください。

また、上述指定国・地域より解除されたことを受け、海外在留邦人等向けワクチン接種事業における予約可能な接種枠、接種のタイミング等が変更となりますので、をご利用予定の方におかれましては併せてご注意ください。

参考：外務省ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C138.html

参考：日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>